

## 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）【概要版】

### 1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の健全な発展及び人とシカの永続的な共存を図るため、平成14年度からシカ保護管理計画（第1期、第2期、第3期）、平成27年5月29日からはシカ第二種鳥獣管理計画（第3期、第4期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、平成14年度と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害が深刻であると感じている農家がある。また、従来シカが生息していなかった淀川以南の中南部地域（特に南河内・泉州地域）では、近年、近隣府県から進入した個体の目撃や捕獲の報告が相次いでいる。このため、第4期計画に引き続き第5期計画を策定し、総合的なシカ対策を講じる。

### 2. 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

### 3. 計画の期間

令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで

### 4. 管理が行われるべき区域

大阪府全域

### 5. 前計画の評価と課題

#### ◆生息状況

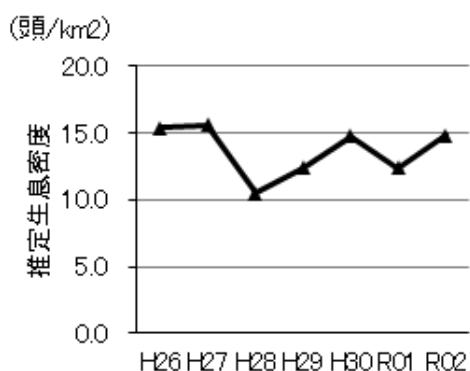
生息密度は同程度で推移。

近年は中南部地域での目撃情報等が増えている。

#### ◆捕獲頭数（前期計画での目安：1,400頭）

有害捕獲は増加しているが、狩猟等を含めた捕獲数の合計の計画期平均では前々期と同程度（実績：1,294頭）。

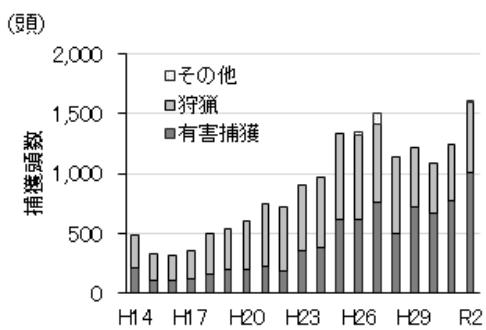
#### 北部での推定生息密度



#### 中南部での捕獲頭数

| 年度  | 捕獲頭数 |
|-----|------|
| H27 | 1    |
| H28 | 1    |
| H29 | 0    |
| H30 | 0    |
| R1  | 3    |
| R2  | 10   |

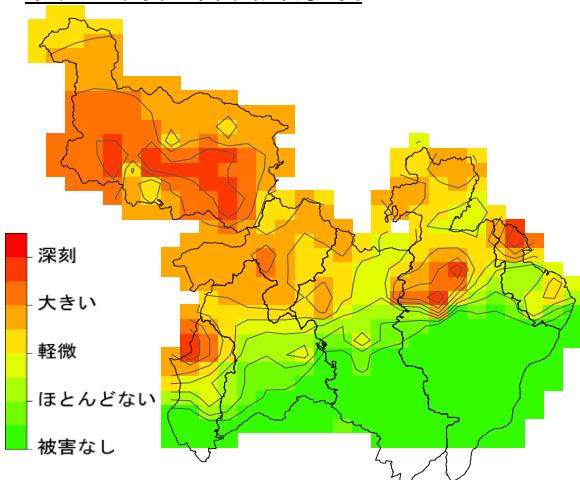
#### 大阪府内の捕獲頭数



#### ◆農業被害

農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が依然として存在。

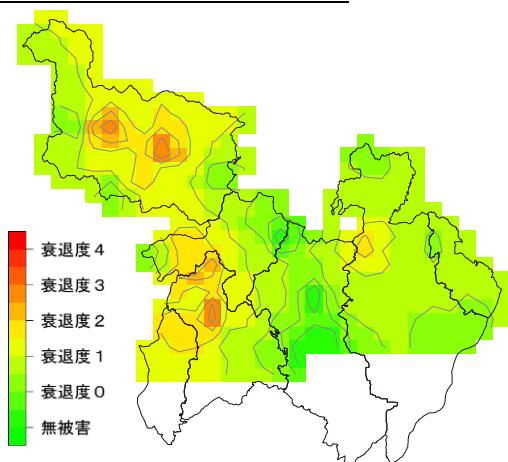
#### 令和2年度の農業被害強度



#### ◆森林の下層植生への被害

シカの生息密度の高い地域で、下層植生の衰退が進行。

#### 平成30年度の下層植生衰退度



## 6. 管理の目標

|                | 短期目標（令和8年度まで）                       | 長期目標（令和18年度まで）                             |
|----------------|-------------------------------------|--|
| 農林業被害の軽減       |                                     |  |
| （農業被害）         | 農業被害金額を第4期計画期間から2割減少させる             | 農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくす   |
| （林業被害）         | 新規植栽地において、森林復旧に影響を与えるような林業被害を発生させない |  |
| 森林の下層植生への被害の軽減 | 下層植生の衰退度2の地域を衰退度1にする                | 下層植生の衰退度を各調査地点において1ランク以上低下させる              |
| 生息分布域の拡大防止     |                                     | 隣接府県から中南部地域（特に南河内・泉州地域）へ進入した個体が定着することを防止する |

## 7. 数の調整に関する事項

### ◆個体数管理の目標

| 地区    | 短期目標（令和8年度まで）  | 長期目標（令和18年度まで）                       |
|-------|--|--------------------------------------|
| 北部地域  | 推定平均生息密度を10頭/km <sup>2</sup> 以下にする<br>(※捕獲目標：1,550頭/年)                           | 推定生息密度が10頭/km <sup>2</sup> 以上の地域をなくす |
| 中南部地域 | 市町村のシカへの意識を高めるとともに、モニタリング調査により状況把握に努め、確認された個体を捕獲することにより、隣接府県からの進入個体の地域への定着を防止する。 |                                      |

※捕獲目標はモニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

### ◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制について、以下のとおりシカを捕獲する場合の緩和措置を継続する。

○狩猟期間の1ヶ月延長 : 11月15日から翌年3月15日まで  
(通常は11月15日から翌年2月15日まで)

○くくりわなの直径の制限解除 : 無制限 (通常は12cm以下)

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則としてくくりわなの使用を控える。

## 8. 環境管理に関する事項

シカを農地や集落へ誘引する環境（耕作放棄地の草地化・林縁部の藪化）及びシカの餌資源を増加させる人工的な環境（風倒木被害地の放置による草地化等）を抑制する環境管理を推進する。

## 9. 被害防除対策に関する事項

（農業被害対策）防護柵の適切な設置・維持管理の方法等の正しい被害防除技術や知識の普及啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようとする。

（森林被害対策）新規植栽地等における効果的な防護柵やツリーシェルターの設置等を推進するとともに、適切な除間伐の実施等により森林生態系を保全する。

## 10. モニタリング等の調査研究

シカの生息状況や被害状況、及び被害対策の実施状況についてモニタリングし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用する。

## 11. その他管理のために必要な事項

動物由来感染症の発生動向の情報収集と捕獲従事者や各種関係団体等への注意喚起を行う。